12月３日から９日は「障害者週間」です

〈障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくりを目指して〉

地域生活支援拠点などの整備

障がい者が安心して地域で生活できるよう地域生活支援拠点などの整備を進めています。これからの障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるための環境を整えるものです。令和３年度からの運用開始を予定しています。

○地域生活支援拠点には、居住支援のための５つの機能があります。

相談	施設・病院から地域への移行や親元からの自立を支援します。
緊急時の受け入れ・対応	介護者の急病や障がい者の状態変化などの緊急時の対応を行います。
体験・機会の場	一人暮らし、グループホームなどの体験の機会・場を提供します。
専門性	医療的ケア、行動障害などに対応ができる専門的な人材を養成します。
地域の体制づくり	地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供や連携体制を構築します。

問　福祉課（内線218）



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

12月4日～10日は人権週間
12月10日は人権デーです



人KENあゆみちゃん

みんなで築こう人権の世紀　－考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心－

法務省と全国人権擁護委員連合会では、国際連合において世界人権宣言が採択された12月10日の「人権デー」を最終日とする１週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を目的として啓発活動に努めています。

人権は、私たちが幸福な生活を営むために必要な固有の権利であり、日本国憲法によって全ての国民に保障されています。私たちは基本的人権をお互いに尊重し合うとともに、大切に守り育てていかなければなりません。

■令和２年度　啓発活動年間強調事項

▷女性の人権を守ろう
▷子どもの人権を守ろう
▷高齢者の人権を守ろう
▷障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
▷同和問題（部落差別）を解消しよう
▷アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
▷外国人の人権を尊重しよう
▷ＨＩＶ感染者等に対する偏見や差別をなくそう
▷ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
▷刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
▷犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
▷インターネットによる人権侵害をなくそう
▷北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
▷ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
▷性的指向を及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
▷人身取引をなくそう
▷東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

問　まちづくり推進課（内線312）

■特設人権相談

日時　12月10日(木)　午前10時～午後３時
場所　市役所２階・相談室３B
相談は無料で、秘密は厳守されます。

同和問題とは…

部落問題ともいわれる日本独特の身分による差別問題です。日本社会の歴史的過程の中で形作られた身分差別は現在でも続いており、結婚や就職に関する差別や、インターネット上での差別的な書き込みなどが存在し、問題となっています。

平成28年12月には、部落差別の解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした部落差別解消法が成立しました。

一人一人が同和問題を含む人権問題に意識を持ち、差別のない社会をつくっていきましょう。